

## 1. 令和4年第6回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和4年11月30日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議案第113号 郡上市農業委員会委員の任命同意について
- 日程4 議案第114号 郡上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第115号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程6 議案第116号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第117号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第118号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第119号 郡上市職員の降給に関する条例の制定について
- 日程10 議案第120号 郡上市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程11 議案第121号 郡上市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程12 議案第122号 郡上市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第123号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第124号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第125号 令和4年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程16 議案第126号 令和4年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程17 議案第127号 令和4年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程18 議案第128号 令和4年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程19 議案第129号 令和4年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程20 議案第130号 令和4年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程21 議案第131号 令和4年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程22 議案第132号 令和4年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第1号）について

- 日程 23 議案第 133 号 令和 4 年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程 24 議案第 134 号 令和 4 年度郡上市水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程 25 議案第 135 号 令和 4 年度郡上市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程 26 議案第 136 号 令和 4 年度郡上市病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程 27 議案第 137 号 やまと総合センターの指定管理者の指定について
- 日程 38 議案第 138 号 財産の処分について（和良町横野地内）
- 日程 29 議案第 139 号 市道路線の認定について
- 日程 30 報告第 13 号 専決処分の報告について
- 日程 31 議報告第 18 号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程 32 議報告第 19 号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	本 田 教 治	2 番	長 岡 文 男
3 番	田 代 まさよ	4 番	田 中 義 久
5 番	蓑 島 もとみ	6 番	三 島 一 貴
7 番	森 藤 文 男	8 番	原 喜与美
9 番	野 田 勝 彦	10 番	山 川 直 保
11 番	田 中 やすひさ	12 番	森 喜 人
13 番	田 代 はつ江	14 番	兼 山 悌 孝
15 番	尾 村 忠 雄	16 番	渡 辺 友 三
17 番	清 水 敏 夫	18 番	美谷添 生

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	農林水産部長	田 代 吉 広
建 設 部 長	小 酒 井 章 義	教 育 次 長	長 尾 実

代表監査委員 大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤貴代	議会事務局 議会総務課長	松山由佳
議会事務局 議会総務課 係	三島栄志		

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員の皆様には、大変御多用のところを御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和4年第6回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、9番 野田勝彦議員、10番 山川直保議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定について

○議長（田代はつ江） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る11月22日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日11月30日から12月23日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会議は、本日11月30日から12月23日までの24日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

大坪代表監査員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、誠にありがとうございます。

---

### ◎市長挨拶

○議長（田代はつ江） ここで、日置市長から御挨拶をいただきます。市長、お願いいたします。  
日置市長。

○市長（日置敏明） おはようございます。

令和4年第6回郡上市議会定例会の開会に当たり、御挨拶並びに提案説明を申し述べます。

本日、令和4年第6回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき誠にありがとうございます。

提案説明に入ります前に、11月臨時議会以降の市政の動きなどにつきまして数点の報告をさせていただきます。

まず初めに、風流踊のユネスコ無形文化遺産代表一覧表登録についてであります。

郡上おどり及び寒水の掛踊を含む24都府県42市町村の民俗芸能、風流踊41件は事前審査を行った評価機関により登録がふさわしいとする勧告が、過日11月1日に公表されたところであります。そして、まさに今ユネスコ政府間委員会が一昨日の28日から12月3日までの日程でモロッコにおいて開催されており、正式決定を心待ちにしている状況であります。

登録申請に至るまでには、郡上おどり及び寒水の掛踊の両保存会はもとより、地元関係各位の伝統芸能の保存継承に向けた長年の熱意とたゆみない御努力があったことは申すまでもありません。また、登録に向けての国の文化庁及び県の御尽力があったことにも感謝したいと存じます。正式決定となれば、大きな自信と誇り、そして郷土への愛着が高まることとなり、より一層地域の活性化につながるものと期待をいたしております。

同時に今後の保存、継承、振興についての責任も大きくなるものと思います。今晚にも正式決定の運びになることが予想されますが、その場合には、祝賀のセレモニーを計画しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、去る11月13日、日曜日に開催をされました第29回飛騨・美濃歌舞伎大会ぐじょう2022についてであります。郡上市での開催は、11年ぶりとなりましたが岐阜市、土岐市、郡上市の3市4保存団体により、熱演が繰り広げられました。

郡上市からは、高雄歌舞伎保存会と気良歌舞伎保存会が出演し、稽古の成果を存分に発揮されました。各出演団体は、コロナ禍の環境のもとにおいて、稽古もままならず、さらには、歌舞伎そのものの披露の場が奪われるなど、御苦労は多かったことと存じます。また、日々お仕事や学業等を終えてからの稽古、準備であり、その御努力と歌舞伎への熱意に心から敬意を表するものであります。

会場となりました市総合文化センターでは、客席に余裕を持たせ、450人の定員といたしましたが、当日の来場者は400人を数え、期待と関心の高さをうかがえるものとなりました。歌舞伎や郡上の踊りなど、芸能事にとどまらず、その道を極めようとする皆様には、強い意志とひたむきな情熱を感じる場所であり、それはおのずと郡上の宝を磨き上げ、郷土への愛を高めることに通ずるものであると存じます。

来年こそは、高雄神社及び気良の白山神社の祭礼の際に、地元の皆様とともに、それぞれの歌舞伎を楽しむことができるように願っております。

なお、高雄歌舞伎保存会は、去る11月15日に京都市において令和4年度、地域文化功労者表彰、これは、文部科学大臣表彰であります、これを受けられました。心からお祝い申し上げ、今後一層の発展を期待するものであります。

続いて、3番目ですが、去る11月19日、土曜日に開催をされました尾張藩連携事業についてあります。本事業は、尾張藩とゆかりのある愛知・岐阜・長野県の6市3町3村と中部国際空港や中日本高速道路、あるいは名古屋観光コンベンションビューロー等、関係団体と連携し、欧米豪に向けた観光事業展開を目的とするものであります。令和2年の設立以来、コロナの世界的大流行により、誘客促進が進まない状況にありましたが、インバウンドの再開に伴い、今後の事業展開に向けた計画説明や協議が行われました。名古屋を起点に昇龍道中央エリアを周遊する新たなルートの形成を図るため、外国人インフルエンサーを招請し、郡上市を行程に含む視察旅行が今年度中にも実施される計画であります。

郡上市では、豪州をターゲットにしてのウインターリゾートのPRを令和5年度に計画しておりますが、欧米市場に向けても事業展開を目指すものであり、尾張藩連携事業との相乗効果に期待するところであります。さらには、郡上おどり、寒水の掛踊を含む風流踊のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への登録がかなえば、そのことを踏まえた観光プロモーションも推し進めてまいりたいと考えております。

4番目ですが、最後に、フランス、アルザス地方にありますカイゼルスベルクとの交流に関し、報告を申し上げます。

平成29年7月、カイゼルスベルクという郡上八幡と非常によく似たお城のある町との交流をしようかとお話を県からいただきました。同年9月、私自身、知事等とともに現地を訪問したり、その後は、相互の町の写真展を開催したり、書簡のやり取りをしたりしながら、相互交流の可能性を検討してまいりました。しかし、今般、カイゼルスベルクより、今後の交流発展に向けた積極的な展開は困難である旨の意思表示がされたことについて、岐阜県を通して確認したところであります。同地の首長が交代されたことによる方針転換、同地を含む地方行政組織の合併に伴う合意形成の困難化、コロナへの対応などで余力がないこと等が要因とのことであります。平成29年の9月議会、及び平成30年の6月議会の私の冒頭挨拶において、知事等のフランス訪問団に私が同行したこと、あるいは当時のオー・ラン県の議長等が郡上市へも来訪されたことの報告と併せ、カイゼルスベルクとの交流の可能性について申し述べてまいりましたが、残念ながら、同地との交流の模索は、今般の先方の意向確認により、今後これを行わないことを報告いたします。

以上、報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案につきまして、その概要を申し上げます。今回提出をいたしました議案は27件で、人事案件が1件、条例の制定、改正に関するもの

が 11 件、令和 4 年度補正予算関係が 12 件、その他 3 件であります。

議案第 113 号は、郡上市農業委員会委員の任命同意についてであります。郡上市農業委員会委員の任期が令和 5 年 2 月 28 日をもって満了するため、農業委員会等に関する法律の規定により、推薦のあった候補者 19 人を新たな農業委員として任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第 114 号並びに議案第 115 号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う郡上市職員の定年等に関する条例の一部改正並びに職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。職員の定年の引上げ等に伴い、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制のことでありますが、これらの導入等に係る所要の規定整備並びに関係する 6 条例の一部改正及び 1 条例の廃止等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第 116 号は、郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。令和 4 年人事院の給与勧告に鑑み、市議会議員の期末手当の年間支給月数を 0.1 月分引上げ、現行の 4.2 月から 4.3 月にしようとするものであります。

議案第 117 号は、郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。前議案と同じく、人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の年間支給月数を 0.1 月分引上げ、現行の 4.2 月から 4.3 月にしようとするものであります。

議案第 118 号は、郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についてであります。前 2 議案同様、人事院の給与勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改正するとともに、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、60 歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設けるほか、所要の規定を整備するものであります。

議案第 119 号は、郡上市職員の降級に関する条例の制定についてであります。地方公務員法の一部を改正する法律により、管理監督職勤務上限年齢制、先ほど申しあげました役職定年制のことでありますが、この制度の導入や 60 歳以降の給料月額の引下げが実施されることに鑑み、地方公務員法の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第 120 号から議案第 122 号までは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正の施行により、個人情報の保護に関する制度が民間、国、地方公共団体で一元化されることに伴い、郡上市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定、郡上市情報公開個人情報保護審査会条例の全部改正、郡上市情報公開条例の一部改正等を行い、個人情報の保護に関し、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第 123 号は、郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部改正についてであります。県営

事業に関する国ガイドラインの改正に伴い、地元分担金の率の変更に関し、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第 124 号は、郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部改正についてであります。奨学資金援助を必要とする学生の支援のため、奨学資金の一時貸付けの特例期間を延長するよう所要の規定を整備するものであります。

議案第 125 号から議案第 136 号までは、令和 4 年度郡上市一般会計をはじめ、全部で 12 会計の予算を補正しようとするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主な内容を説明いたします。

まず、歳出では、物価高騰に伴う光熱費等の増額について、庁舎管理経費をはじめとする、全部で 33 事業に合わせて 9,939 万 8,000 円、ふるさと寄附の件数及び寄附額の増加に伴う返礼品等の増額により、ふるさと寄附啓発事業に 1,180 万 6,000 円、高校生等の医療費助成に係る福祉医療費受給者証の交付、すなわち、窓口における現物給付のことでありますが、これの開始に伴う助成件数の増加により、高校生等医療費助成事業に 1,607 万 1,000 円、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を図るため、県の制度による子育て世帯負担軽減給付金給付事業に 5,035 万 7,000 円、新型コロナウイルスワクチン接種に関し、医療機関への支援交付金の増額及び医療機関への業務委託等接種体制の確保に係る事業費の増額に伴い、医療機関新型コロナウイルス対応支援事業に 867 万 1,000 円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に 1 億 1,790 万 4,000 円、自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業の交付決定に伴う補助金の増額により、自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業に 581 万 8,000 円、県営事業費の増額に伴い、白鳥町長滝地区の土地改良に係る県営体育成基盤整備事業分担金に 795 万 7,000 円、市産材を利用した住宅建築に係る補助金申込者の増に伴い、郡上市産材住宅建設等支援事業に 708 万円、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の市負担額確定に伴い、新型コロナウイルス商工緊急対策事業に 2,390 万 4,000 円、主要地方道金山明宝線ほか 4 路線の道路改良に係る県営道路改良事業負担経費に 1,126 万円、市道高鷲牧場 2 号線の舗装ほか 2 路線の事業内容変更に伴い、社会資本整備総合交付金事業に 1,883 万 1,000 円、やまと統合小屋内運動場の建築に係る資材価格の高騰に伴う事業費の増額により、小学校統合整備事業に 3,800 万円などについてそれぞれ増額補正し、また、今年度の給与改定分を加味した上で、職員の人事異動等に伴う給与費等の所要額の調整を行った結果により、給与費等は 37 万 5,000 円の減額、水道料金免除事業費の確定見込みに伴い、水道事業会計繰出金 2,635 万 7,000 円の減額、明宝地内のロータリー除雪車整備に係る事業費の確定に伴い、除雪機器整備事業 1,503 万 5,000 円の減額などについてそれぞれ減額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 739 万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 1,564 万円、社会資本整



備総合交付金道路橋りょう事業 1,035 万 7,000 円、子育て世帯負担軽減給付金給付事業、これは県補助金でございますが、補助金 5,035 万 7,000 円、自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業、これも県からの補助金でございますが、これに 581 万 8,000 円、農業債及び道路橋りょう債としての辺地対策事業債が合わせて 1,590 万円、学校教育施設等整備事業債 2,850 万円、前年度繰越金 1 億 5,542 万円などをそれぞれ増額補正し、また、県営土地改良事業分担金について、事業内容の変更及び分担率の変更で 203 万円の減額、建設機械整備事業補助金について、事業費の確定に伴う 1,035 万 7,000 円の減額などについて、それぞれ減額補正をしようとするものであります。

以上、増加減少要因等を総合いたしまして、4 億 190 万 4,000 円の増額補正をお願いしようとするものであります。

次に、国民健康保険特別会計をはじめとする 8 つの特別会計、水道事業会計をはじめとする 3 つの企業会計では、給与改定及び人事異動等に伴う人件費所要額の調整や物価高騰に伴う光熱費等の増額等を主な要因とする補正をそれぞれお願いするものであります。

議案第 137 号から議案第 139 号までは、やまと総合センターの指定管理者の指定について、和良町横野地内の財産の処分について、並びに八幡町那比地内の市道路線の認定についてそれぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。このほか、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告が 1 件あります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

令和 4 年 11 月 30 日、郡上市長 日置敏明。

ありがとうございます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

---

◎議案第 113 号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程 3、議案第 113 号 郡上市農業委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） それでは、議案第 113 号の説明をさせていただきます。

議案第 113 号 郡上市農業委員会委員の任命同意について。

郡上市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規

定により、議会の同意を求める。

令和4年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

以下、候補者19名の方の住所、氏名を読み上げさせていただきます。なお、個人情報保護の観点から、住所は簡略、氏名は敬称略とさせていただきますので、お願いいたします。

八幡町、小林豊人、八幡町、小林茂樹、八幡町、井上一郎、大和町、山田眞博、大和町、奥田英次、白鳥町、山本吉治、白鳥町、猪島武男、白鳥町、大原一利、白鳥町、丸井秀樹、高鷲町、日置光政、高鷲町、蓑島誠一、美並町、小酒井寛三、美並町、古川昭二、明宝、和田武久、明宝、伊藤雅史、和良町、岩出明喜、和良町、川尻卓志、八幡町、松田幸子、大和町、池田源則。以上の方でございます。

農業委員会委員については、法律により任期は3年、定数は市の条例によりまして19名と定められております。現農業委員会の委員の任期が令和5年2月28日にて満了となりますため、令和4年10月3日から同年10月31日まで、広報誌、市ホームページなどで公募を行い、また、同時に自治会や農事改良組合などを通じまして、推薦を求めたところ、委員数19名に対しまして、同数の19名の推薦がありまして、いずれも農業に関する見識などを有しておりまして、職務を適正に行っていたと認められるため、議会の同意を求めるものでございます。

候補者19名の方は自治会長や農事改良組合長からの推薦が18名、それから団体推薦が1名、それで、農業委員会全体の4分の1の構成要件であります認定農業者、認定農業者に準ずる者の人数は、合計で8名ということで、要件を満たしておりますということと、それから、非農業者が1名いらっしゃるということでございます。委員の任期につきましては、令和5年3月1日から令和8年2月28日までの3年間となっております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第113号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第113号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第 113 号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 113 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎議案第 114 号から議案第 124 号までについて(提案説明)

○議長(田代はつ江) 日程 4、議案第 114 号 郡上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程 14、議案第 124 号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてまでの 11 議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長(河合保隆) それでは、議案書をお願いいたします。

初めに、議案第 114 号でございます。郡上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を引上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制でございますが、この定年制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきますと、改正条例がございますが、その後に添付しております資料を用いて説明をさせていただきますので、資料を御覧をいただきたいと思っております。

地方公務員法の一部が改正をされまして、令和 5 年 4 月 1 日から施行をされます。

今回の改正では、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要であるため、職員の定年が段階的に引上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るための諸制度が新たに設けられました。

その制度は主に職員の定年年齢の引上げ、役職定年制の導入、60 歳から定年年齢までの間の給料月額引下げ、定年前再任用短時間勤務職の採用、定年の引上げに伴う退職事由の特例の採用、これは、退職手当の算定に係るものでございます。事前の情報提供及び勤務意思の確認制度の導入、そして、再任用制度の廃止と暫定再任用の特例措置、といった 7 点になります。

2 ページをお願いいたします。

それでは、新たに設けられた制度の内容を簡単に御説明をさせていただいた後に議案第 114 号の説明をさせていただきます。

初めに、職員の定年年齢の引上げについてでございます。定年年齢の引上げは、現行の 60 歳定年を令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ段階的に引上げ、令和 13 年度に 65 歳とするものでございます。したがって、実際に新制度の適用を受けるのは、1963 年生まれの職員からとなります。

次に、役職定年制の導入についてでございます。管理監督職は、60 歳到達の日の翌日から翌年の 4 月 1 日までの間において、非管理監督職に降任することとなります。このほか、後ほど説明をいたしますが、60 歳到達日以降で一旦退職をし、再度短時間勤務の職として再任用される定年前再任用短時間勤務職といった任用方法も新設をされております。

次ページの上段では、管理監督職と非管理監督職に分けて 60 歳到達後の働き方の選択及び主な勤務条件等を示しておりますので、お目通しください。

続いて、3 点目の 60 歳から定年年齢までの間の給料月額引下げについてでございます。当分の間、60 歳に到達した日後の最初の 4 月 1 日以降は、60 歳到達時点の給料月額の 7 割水準を基調とした給料月額への引下げが行われます。

また、管理監督職であった者には、非管理監督職へ降任後の給料月額の 7 割措置に加えまして、降任等による大幅な減額を考慮した差額を給料として支給することとなります。

4 ページをお願いいたします。

続いて、定年前再任用短時間勤務職の採用でございます。

60 歳に達した日以後に退職した職員を従前の勤務実績などによる選考で、短時間勤務の職に再任用する制度となります。これは、定年引上げにより 65 歳までフルタイムで勤務することを原則としつつ、60 歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60 歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができるとされたものでございます。

5 ページをお願いいたします。

続いて、定年の引上げに伴う退職事由の特例についてでございます。

これは、退職手当の算定上の取扱いとなりますが、60 歳到達以後、定年年齢までの間に、その者の非によることなく退職した場合の退職事由は、当分の間定年とするものでございます。

なお、引上げられた定年による退職日時点では、退職手当の基礎額となる給料月額は、60 歳到達日時点の給料月額の 7 割となっていることから、退職手当の金額を保証するため、ピーク時特例が適用されることとなります。

続いて、6 点目、事前情報提供・勤務意思確認制度の導入でございます。

当分の間、60 歳に達する日の属する年度の前年度に、60 歳に達する日以後の任用や給料等の取扱いなど、必要な情報を提供するとともに、60 歳に達する日以後の勤務の意思を確認するよう努

めることとされたものでございます。

最後に、7点目でございます。

6ページをお願いいたします。6ページの中ほど以降となります。

再任用制度の廃止と暫定再任用の特例措置についてでございます。

再任用制度の根拠である条文が削除をされまして、令和13年度末までの暫定措置といたしまして、改正法の附則で再任用制度が規定をされました。これが暫定再任用制度となります。

以上が、地方公務員法の改正による新たな制度の内容となりますが、この法改正を受けまして、必要となる条例の制定や影響のある条例の改廃を4つの条例に整理をいたしまして、今議会において提案をさせていただいたものでございます。

それでは、7ページをお願いいたします。

ここからは、議案第114号の改正の内容となります。

初めに、趣旨、第1条でございますが、地方公務員法の一部改正に伴う引用条項の改正を行うものでございます。

次に2の定年年齢の引上げを御覧をいただきたいと思っております。第3条を改正するものでございますが、表のとおり、一般の職員は60歳を65歳へ、医師・歯科医師については、65歳を70歳へとそれぞれ定年年齢を引上げるものでございます。

なお、火葬夫については、現行の65歳のまま移行することといたします。

続いて、3、定年による退職の特例についてでございます。これは、第4条の改正となりますが、現行制度において、当該職務が高度の知識、経験を必要とするものであり、職員の退職により公務の運営に著しい障害が生じる場合や職務や勤務環境、その他の勤務条件に特殊性があり、その職員の退職による欠員を容易に補充することができない場合などにおいて、1年以内の任期を定め、最長3年間の勤務延長が可能となっております。これに加えまして、役職定年制による他の職への降任等をさせず、異動期間の延長を行っている職員が定年を迎えた場合においても、延長の事由が引き続きあるときは、3年以内でこの特例の任用を延長することを可能とするものでございます。

続いて、4点目でございます。役職定年制の対象となる管理監督職は、管理職手当を支給する課長級以上の職員——ただし、医師、歯科医師は除きますが——とする旨を第6条に新たに規定をいたします。さらに、その上限年齢については、60歳とする旨を第7条において規定をしております。6点目は、管理監督職から他の職に降任等を行うに当たって、任命権者が遵守する事項についてですが、地方公務員法に定める平等取扱いの原則や任用の根本原則、不利益取扱いの禁止などのほか、8ページに掲げる3つの基準について遵守しなければならないとしております。

8ページを御覧をいただきたいと思っております。

具体的に申し上げますと、1つ目が、職務経験等に基づいて、適性を有すると認められる職に降任

させること。

2つ目が、人事の計画等を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちで、できる限り上位の職に降任をさせること。

3点目が、各段階——部長級と課長級を指しますが——の管理監督職を同時に降任させる場合には、やむを得ない場合を除いて、降任後の段階が逆転することのないよう、下位の段階の職員は、上位の段階の職が降任等をした職と同じ段階か下位の段階の職に降任等をさせることを定めております。

7点目は、役職定年制による降任等の特例についてでございます。

役職定年制により、他の職へ降任等をすべき管理監督職の職員について、以下に示す事由があるときは、当該管理監督職から他の職への異動期間の末日の翌日から1年以内でその期間を延長し、引き続き当該管理監督職のまま勤務させることができるとするものでございます。

また、異動期間が延長された管理監督職の職員について、同様の事由が引き続きあるときは、さらに1年以内の期間を定めて延長することも可能としておりますが、この期間は、最長で3年としております。このほか、職務の内容が相互に類似しているなど、特定の管理職グループについて、一律に役職定年制を適用した場合に欠員の補充が困難となるときは、当該管理職を留任、または、グループ内で転任等を行うことができる措置も設けております。

9ページを御覧をいただきたいと思っております。

8点目でございますが、異動期間の延長に係る職員の同意について。

9点目は、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置について規定をしておりますので、お目通しをお願いいたします。

10点目でございます。定年前再任用短時間勤務職員の任用についてでございますが、高齢期の多様な働き方の選択を可能とするよう、60歳に達した日以後に退職をした者で、定年退職日を経過していない者を従前の勤務実績などに基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとしてございます。

また、既存制度からこれまで説明をいたしました新しい制度へ移行する際に不都合や不利益を生じないよう、附則には幾つかの経過措置を設けております。

初めに、定年等に関する条例を制定した際に設けた附則、原始附則と申しますが、こちらには、定年に関する経過措置といたしまして、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間においては、本則に示す定年年齢に関わらず、この表のとおりとすること及び10ページを御覧をいただきたいと思っておりますが、当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に役職定年制や定年前再任用短時間勤務制度などの、諸制度の情報提供及び勤務に関する意思の確認を行うよう努めることについて、規定をしております。また、当改正条例の附則では、改正条例の施行日前から勤務延長を

行っている職員について、引き続き新条例の規定に該当する事由があるときは、1年以内の期間を定めて延長することができること、定年は、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引上げられ、令和13年度から65歳の定年退職者が発生をいたしますが、この間については、雇用と年金の接続の観点から、65歳まで再任用できるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みが暫定再任用として措置されること、また、当該期間内は、定年前再任用短時間勤務を行った後に定年年齢を迎えた職員についても、65歳まで暫定再任用制度を利用して勤務することは可能であること、11ページになりますが、地方公務員法の一部を改正する法律において、令和5年度に条例で定める年齢に達する職員に対し、施行日の前日までに情報提供や当該年齢以降の勤務の意思の確認を行うよう努めるとされていることから、この年齢を60歳とすることなどの経過措置を設けております。

最後に、条例の施行期日でございますが、令和5年4月1日から施行するものといたします。ただし、上記の4に記載のとおり、施行の日の前日までに情報提供や勤務の意思確認等の準備を行う必要があることから、附則第9条の規定については、公布の日から施行するものといたします。

続きまして、議案第115号をお願いいたします。

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について。

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、郡上市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例のほか、6条例に関し、所要の規定を整備するため、この条例を定めるものでございます。

当議案につきましても、添付しております資料にて説明をさせていただきます。資料を御覧ください。

本条例は、一部改正や廃止の必要な7つの条例を条立てにして規定をしておりますので、それぞれ、主な改正点を説明をさせていただきます。

初めに、第1条は、郡上市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についての規定でございます。

同条例第2条及び第10条の改正となりますが、公益的法人等への派遣ができない職員に、役職定年制により他の職へ降任等をすべき管理監督職員のうち、特別の事由により降任をさせず、異動期間の延長を行っている職員を加えるものでございます。

次に、第2条は、郡上市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についての規定となりますが、同条例第4条を改正するものでございます。役職定年制及び60歳から定年年齢までの間の給料月額引下げの導入に伴い、懲戒により減給されている職員がこれにより降給となる場合が想定されることから、懲戒による減額対象を減額の発令の日に受ける給料、及びこれに対する地

域手当の合計額とし、この減給額が後に役職定年制等による降給後の給料等の5分の1を超える場合には、当該5分の1を限度額とするものでございます。

続いて、第3条は、郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

地方公務員法の改正に伴いまして、条例で引用する同法の条項の改正や再任用短時間職員を定年前再任用短時間勤務職員へ置き換える等の改正を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。

続いて、第4条は、郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

同条例第2条は、育児休業をすることができない職員を、第10条で短時間勤務をすることができない職員を定めておりますが、いずれも、役職定年制により、他の職へ降任等をすべき管理監督職員のうち、特別の事由により降任をさせず、異動期間の延長を行っている職員を加えるものでございます。

このほか、引用する条項の改正や再任用短時間職員を定年前再任用短時間勤務職員へ置き換える等の改正を行っております。

続いて、第5条になりますが、郡上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

同条例第3条で引用する地方公務員法の条項を記載のとおり改正をするものでございます。

続いて第6条でございます。郡上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正となります。

早期退職募集制度の運用を受ける年齢について、60歳定年のもとでは定年から15年を減じた年齢以上、つまり45歳以上としておりました。この点については、制度の変更はございませんが、定年年齢の引上げを受けまして、早期退職募集年齢に関する規定を改め、定年から20年を減じた年齢以上とするものでございます。

なお、定年年齢は段階的に引上げられることから、必要な経過措置も設けております。

続いて、第7条は、郡上市職員の再任用に関する条例の廃止についてでございます。今回の地方公務員法の一部改正において、定年退職者等の再任用の根拠規定となる第28条の4、第28条の5及び第28条の6が削除されたことに伴いまして、この条例を廃止するものでございます。

3ページをお願いいたします。

当条例の附則となりますが、この条例は、令和5年4月1日から施行するものといたします。また、条例の施行に際し、必要となる経過措置を設けておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第116号をお願いいたします。

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。



郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、令和4年人事院の給与勧告に鑑み、議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

添付しております資料を御覧をいただきたいと思います。

2の改正内容を御覧ください。

第5条第2項の規定を改めまして、議会議員の皆様を支給しております期末手当の年間支給月数を0.1月分引上げ、現行の4.2月から4.3月へとするもので、6月期、12月期とも2.15月といたします。ただし、令和4年度においては、6月期を2.1月、12月期を2.2月と読み替える旨の特例を附則に設け、年間支給月数の調整を行います。

この条例の施行日は公布の日からとし、令和4年4月1日に遡って適用をいたします。

続きまして、議案第117号をお願いをいたします。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、令和4年人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

資料をお願いをいたします。

2の改正内容を御覧ください。

前議案と同様に、第5条第2項の規定を改めまして、市長、副市長に支給する期末手当の年間支給月数を0.1月分引上げ、現行の4.2月から4.3月とするもので、6月期、12月期とも2.15月といたします。ただし、令和4年度においては、6月期を2.1月、12月期を2.2月と読み替える特例を附則に設け、年間支給月数の調整を行います。

なお、教育長の期末手当については、その他に記載のとおり、郡上市教育長の給与に関する条例において、郡上市常勤の特別職の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により、期末手当等を支給するとされておりますので、本条例の改正に連動した取扱いとなります。

この条例の施行日は、公布の日からとし、令和4年4月1日に遡って適用をさせていただきます。

続きまして、議案第118号をお願いをいたします。

郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、令和4年人事院の給与勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改めるとともに、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設けるほか、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

こちら資料を御覧をいただきたいと思ひます。

2の改正内容を御覧をいただきたいと思ひます。

第1条関係ですが、こちらは、人事院勧告に鑑みて、郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

初めに、(1) 勤勉手当の改正についてでございます。期末勤勉手当につきましては、民間の支給状況に見合うよう、4.3月を4.4月に0.1月分の引上げを、再任用職員にあつては、2.25月を2.3月に0.05月分の引上げを行うものでございますが、その引上げ分につきましては、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分をいたします。

支給月数の振り分けにつきましては、次の表を御覧をいただきたいと思ひます。

まず、一般の職員の場合ですが、令和5年度以降の勤勉手当の欄を御覧ください。

引上げられた勤勉手当の支給月数は、6月期、12月期に均等に振り分け、それぞれ1.0月とし、年間の支給月数は2.0月、期末手当との合計で4.4月といたします。ただし、その下の表の網かけ部分になりますが、令和4年度に限りましては、12月期の勤勉手当を現行の0.95月から0.1月分引上げまして、1.05月とし、これにより、期末手当を合わせた年間の支給月数を現行の4.3月から4.4月とするものでございます。

以下、特定管理職員、いわゆる主幹以上の管理職員の場合でございますが、これをおめぐりいただいて、2ページには、一般の再任用職員、令和5年度からは定年前再任用短時間勤務職員または暫定再任用職員となりますので、こういった表記としておりますが、この場合、さらに、特定管理職員である再任用職員の場合の支給月数を記載しております。いずれも、一般の職員と同様の方法で引上げられた支給月数の振り分けを行っておりますので、お目通しをお願いをいたします。

次に、(2) の給料表の改定でございます。

まず、行政職給料表につきましては、民間企業における初任給の動向等を踏まえて、大卒程度の初任給を3,000円、高卒程度は4,000円引上げ、また、20歳代半ばに重点を置き、若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30代半ばまでの職員が在籍する号給について改定を行うもので、平均改定率0.3%の引上げ改定となります。

また、その他の給料表につきましても、この行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行うものでございます。

3 ページをお願いいたします。

続きまして、第2条の郡上市職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設ける等、所要の規定を整備するためのものでございます。

主な改正点を申し上げますと、(2)の第6条の改定については、改正前は常勤及び短時間勤務の再任用職員の給料月額について規定をしておりましたが、定年前再任用短時間勤務職の採用により、その給料月額の算出について規定するよう改正を行うものでございます。なお、算出の方法については、変更はございません。

(1)そして(3)から次のページ、4ページの(8)までの改正につきまして、役職規定等の使用範囲を明記するもの、表現を改めるもの、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員へと置き換えるものなど、規定の整備を行います。

5 ページを御覧ください。

60歳を超える職員の給与の取扱いに関し特例を設けるため、同条例を制定した際の附則である原始附則に規定を追加いたします。

(2)は、第19項、第20項の規定内容を示しておりますが、当分の間、60歳に達した年度の次年度以降における職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額といたします。なお、この規定は、現行65歳定年としている市の医療機関に勤務する医師や歯科医師、また、斎場に勤務する火葬夫等には適用いたしません。

(3)は、第21項から第25項までの規定の内容を示しております。役職定年制により、他の職へ降任をした職員についても、(2)と同様にその給料月額は降任後の職に係る給料月額の100分の70になるわけでございますが、この額が移動前に受けていた給料月額の100分の70に達しないときは、当分の間、その差額に相当する額についても、給料として支給することなど、給料の取扱いに必要な規定を加えるものでございます。

6 ページを御覧ください。

(2)別表3の級別基準職務表の改正でございます。

役職定年制により降任等となる管理監督職が能力、経験等をより発揮できるよう、級別基準職務表に新たな職を加えるもので、行政職給料表では4級に副主幹、調整監を、獣医師等に適用する医療職給料表(二)では、5級に副主幹を、看護師等に適用する医療職給料表(三)では、4級に副看護師長を設けます。

続きまして、第3条の郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の

一部改正ですが、地方公務員法の改正に伴いまして、同条例第2条において引用する同法の条項を改めるとともに、給与条例との整合のため、文言の整理などを行います。

最後に、この一部改正条例の附則についてでございます。この条例の施行日については、第1条の規定は公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用することといたします。また、第2条及び第3条の規定は、令和5年4月1日から施行いたします。

また、条例の改正に伴いまして、既存制度から新制度に移行する際に、不都合や不利益が生じないように、附則第2条で勤勉手当に関する特例措置を、同第3条で定年延長に係る給料月額の下げに係る経過措置を、同第4条で暫定再任用職員の給料月額等に関する経過措置などを設けておりますので、お目通しをお願いをいたします。

最後に、議案第119号でございます。

郡上市職員の降給に関する条例の制定について。

郡上市職員の降給に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、地方公務員法の一部を改正する法律により、管理監督職勤務上限年齢制——役職定年制ですが——の導入や、60歳以降の給料月額の下げが実施されることに鑑み、地方公務員法の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきますと、制定文がございますが、その後ろに資料を添付しておりますので、そちらを御覧ください。

初めに、囲みの中に改正後の地方公務員法を抜粋し、掲載をしておりますので、御覧をいただきたいと思っております。

同法では、第27条第2項において、職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して降任され、または免職されず、この法律または条令で定める事由による場合でなければ、その意に反して休職され、または降給されることがないと。また、第28条第3項に、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の**手続及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならないと規定をされています。**

この条例制定は、職員の定年年齢の引上げに伴い、役職定年制による降任に伴う降給や60歳以降の給料月額の下げが実施されることから、今ほど申し上げた法律の定めに基づいて、新たに定めるものでございまして、第1条に条例制定の趣旨として、その旨を規定をいたしました。

以降、同条例の制定内容について御説明をいたします。

まず、1点目でございますが、第2条で降給の種類について、降格、降号、降給の3つを定めております。下線部のとおり、降給は、役職定年制による降任等に伴う降給として位置づけておりま

す。

2 ページをお願いいたします。

2 点目ですが、第 3 条で、降格の理由といたしまして、勤務実績が良くない場合や、心身の故障などにおける降任によって、現在の職務の級より下位の級の職務を遂行することとなった場合のほか、次の 1 から 4 までのいずれかに該当し、必要があると認める場合に、当該職員を降格するものと規定をしております。

3 点目でございますが、第 4 条では、職員の意に反して職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更する降号について規定をしております。人事評価で最下位の評定ランクであり、かつ職務の級に見合った職務を遂行することが可能である場合であって、指導等を行ってもなお改善されない場合において必要があると認める場合に、当該職員を降号するものとしております。

4 点目は、第 5 条において、降給される場合は、その旨を記した書面を交付して行わなければならないことを、5 点目は、第 6 条において、診断命令に従わなければならないことを規定しております。

最後に、附則についてでございますが、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものとし、経過措置として、60 歳から定年年齢までの間の給料の引下げについては、当分の間、第 2 条に定める降給の種類に含めることなどを定めています。

以上を持ちまして、議案第 114 号から議案第 119 号までの説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願い申し上げます。

○議長（田代はつ江） 次の説明に入る前に、ここで暫時休憩を行いたいと思います。再開は 11 時を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

（午前 10 時 46 分）

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前 11 時 00 分）

---

○議長（田代はつ江） それでは、説明をお願いいたします。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第 120 号 郡上市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

郡上市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正の施行に伴い、法の施行について所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

資料をお配りしておりますので、本日の資料を御覧くださいませ。議案 120 号資料と書いたものでございます。

本条例の制定は、個人情報の保護に関する法律の改正により、地方自治体に関する規定が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることによるものでございます。

まず、これまでの個人情報の保護に関する法律との体系につきましては、図 1 にございますように、上段から、民間事業者に対しては個人情報保護法、国の行政機関に対しては、行政機関個人情報保護法が適用されるなど、団体ごとで適用される法令が異なっており、全国自治体は一番下にあるように条例を定めて個人情報の保護を図ってまいりました。

このように、個人情報を保有管理する団体ごとに規定が異なることで、図 2 の上段の図のとおり、国が求める規律に比べまして B 組合のようにそもそも条例自体を整備しないでありますとか、C 市のように定めるべき一部の規定がない、あるいは D 市、E 市のように、独自の規定を設けるなど、団体ごとで不整合が生じ、適正な個人情報の保護がなされていないなどの問題が提起されておりました。こうした問題を受けまして、国では、図 2 の下段のように、個人情報保護に係る全国的な共通ルールを設けることとして、個人情報保護法の改正に至ったところでございます。

図 1 の右側に記載のように、改正個人情報保護法は、本年 4 月 1 日から自治体を除く国の機関と民間事業者に適用されてございます。自治体には、令和 5 年 4 月 1 日から改正法が適用され、以後は団体の別に関係なく、1 つの法律でルール化が図られることとなります。

なお、図 2、上段右側の D 市、E 市のように従来国の規律に比べ条例で独自の規定を設けていた場合は、法律の許す範囲で独自の措置を講ずることができませんけれども、郡上市においては、当該の規定はございません。

2 ページをお願いいたします。

法の施行に伴う対応としましては、2 にございますように、法による全国一律の規律となりますので、条例の主な内容の①としまして、条例の廃止と法に基づく委任事項を定める施行条例を定めること。

②としまして、従来制度運用に係る諮問機関であります市の審議会機能が国の個人情報保護委員会に集約されますので、審議会を廃止し、審査請求に関する諮問機関であります情報公開個人情報保護審査会に審議会の機能を追加することとしております。

3 番目の条例に委任される事項でございます。法律で個人情報保護の全国共通のルールが定められますので、市が法と重複する規定を設けることはできませんけれども、法により委任される事項

や許容される事項は条例で定めることとなります。

その内容は、①としまして、表中の上段でございます情報開示の決定までの期間について、法では30日以内とされているところを、現行条例に合わせて新条例とある列のとおり、15日以内として、市民への迅速な公開などを行うこととしております。

また、表の最下段、開示請求に係る情報が著しく大量である場合の開示延長の合計期間についても、国が60日以内としているところを45日以内としてございます。

②としまして、個人情報の公開に係る手数料は無料として、資料代や郵送に係る費用は実費を頂戴します。これは従来の取扱いと変更ございません。

③としまして、議案第121号の条例にも関連いたします審査会に係る規定を設けるものでございます。

4番目の附則では、施行日等を定めます。

以上が法改正の趣旨、市の対応と条例規定の内容でございます。

条文につきまして、次の資料に解説を添付してございますので、そちらで簡単に御説明を申し上げます。四角い部分を御説明申し上げます。

第1条は趣旨を規定、第2条では条例中の用語を定義してございます。なお、米印にありますように、議会は法の対象外となりますので、本条には含まれず、別途条例を定めていただく必要がございます。

第3条は、開示請求の決定機関等を法律の読替規定で定めます。なお、先ほど資料では、開示までの決定期間等を15日以内と説明いたしましたけれども、この日数は、開示請求があった日を初日として、これを含む15日以内としておりますけれども、条例上の規定では、請求があった日を含まずに14日以内とする規定としておりますので、表記上に1日のずれがございますけれども、内容は同じ意味合いでございます。

2ページをお願いします。

第4条では、手数料を定めます。開示請求に係る手数料は無料として写しを送付する場合は、コピー代と郵送料の実費負担を求めます。

第5条は、審査会への諮問事項として、専門的知見に基づく意見を求めることなどを定めます。

3ページをお願いします。

附則でございます。こちらでは、施行日を令和5年4月1日とすること、第2条において、現行の条例を廃止し、また第3条では、現行条例の廃止に伴い、新条例の施行日前に行われた措置に対する経過措置等を定めてございます。

4ページをお願いいたします。

第4条、第5条では、他の条例に引用する旧条例を法律の規定に改める等の整理を行ってござい

ます。

以上でございます。

続きまして、議案第 121 号をお願いいたします。

議案第 121 号 郡上市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。

郡上市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正及び郡上市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、郡上市情報公開・個人情報保護審査会の手続等に係る所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

同じく、本日配付しました資料で御説明を申し上げます。

右肩に、議案第 121 号資料と書いたものを御用意ください。

個人情報保護に関しましては、現在、市では 2 つの組織を設けております。1 つは、図 1 の中列、審議会とある、情報公開・個人情報保護審議会ともう一つは、右列の審査会とございます、同名称も審査会とございます。図中 2 行目の規定欄にございますように、それぞれ別の条例で定められております。審議内容が異なりますので、審議会は一般市民、審査会は弁護士等の専門的知識を有する方としてございます。

2 つの組織の具体的な機能としましては、審議会は、例えば、個人情報は本人からの収集が原則であるところを、各種委員の人選を行う場合などは、本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することが困難となる場合がある等の理由で、本人以外から収集できるなどの例外を承認いただくなど、制度運営に対する諮問機関でございます。

一方で、審査会は、市民が情報開示請求を行った際、市が行った決定、例えば、情報の一部を開示しなかったことに不服がある場合に、請求者からの申し立てに基づいて、市が行った決定の適否を判断する役割を担ってございます。

次に、資料の上段、文書中 2 段落目からでございます。個人情報保護法が令和 5 年 4 月 1 日から自治体に適用されることに伴って、市の審議会が担っていた制度運営に関する業務につきましては、国の個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みとなりますので、市の審議会に諮問する必要がなくなりますので、今回の条例制定に向けては附則で審議会を廃止することとしております。

審査会の機能は引き続き自治体が担いますので、個人情報保護に関して、国の個人情報保護委員会が担わない部分、具体的には、法で許容される専門的事項の諮問については、審査会の任務に集約することとしております。今ほどの説明を図 2 のとおり、下段に示してございます。委員会を廃



止し、審査会に機能を集約するという表記でございます。

なお、罰則のうち、図1中の罰金がございますが、現在3万円以下としておりますけれども、法に定める基準に基づき、資料下段の右下にございます50万円以下とする見直しを行っております。この罰則の見直しにつきましては、下の米印にございますように、当審査会が兼務する行政不服審査会の委員との整合を図る意味もございます。本条例は、現行条例の全部改正方式としております。具体的な規定内容を次の解説のほうで御説明申し上げますので、資料をおめくりいただきまして、条項解説と書いた資料を御覧ください。

第1条、第2条は、条例の趣旨と審議会の設置目的を定めております。

第3条は、用語の定義です。

2ページをお願いします。

第4条では、情報公開と個人情報保護に関する審査請求に関すること等の審査会の所掌事務を定めております。

第5条、第6条では、委員を5人とすること、2年の任期、守秘義務等を定めております。なお、委員数、任期等は現条例と同じでございます。

第7条は、会長職の選任方法等の規定、第8条では、調査審議は本条例による旨を規定しております。

第9条は、審査会が行える調査権限、第10条は審査請求人等の申し出による意見陳述の機会に関する事項を規定しております。

4ページをお願いいたします。

第11条は、審査請求人等から審査会への意見書または資料の提出に関する事項、第12条は、審査請求人等から提出された資料の取扱いについてを規定しております。

5ページをお願いします。

第13条は、審議の非公開、第14条は答申書の公表等に関する事項を定めてございます。参考までに、四角内に下段、書いてございます、改正前条例と同様の規定であるということも補足して記載してございます。

第16条は、規則への委任事項でございます。

第17条は、守秘義務違反に係る罰則を定めます。先ほど申し上げましたとおり、50万円と規定するところであります。

6ページをお願いします。

附則でございます。第1条で施行期日を、第2条では現行条例を廃止する旨を定めます。

第3条では審査会の、または第4条では審議会のそれぞれ廃止に伴う経過措置を規定してございます。

なお、審査会委員は、本年4月1日に委嘱して、任期は令和6年3月31日までの2年間でございます。

この条例施行後も、現委員が引き継ぐ旨を第3条第1項で規定しております。

7ページ下段の第5条では、審議会の廃止に伴う非常勤特別職の報酬等条例に定めます審議会委員の規定を削除する改正を行っておるところでございます。

以上でございます。

続いて、議案第122号をお願いいたします。

議案第122号 郡上市情報公開条例の一部を改正する条例について。

郡上市情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正の施行に伴い、郡上市情報公開条例の不開示情報等に係る所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

同じく、本日配付しました資料を御覧ください。議案第122号資料と書いたものでございます。

改正の経緯とその内容でございます。

現在、市では市民の知る権利を保障する制度として、情報公開制度を設けており、市が保有する情報は原則として開示することとしております。しかし、市が保有する情報の中には、個人に関する情報をはじめとする第三者に開示すべきでない情報もございまして、これらにつきましては、公開の例外として、図1の左側の情報公開制度の図のところ、灰色で示しますように、不開示情報とすることで、個人の権利や利益、財産の保護などが図られています。

一方で、不開示とされる情報、今ほど説明した部分でございますけれども、黒い太線で囲まれる個人に関する情報というものもございまして、すなわち、我々自身の個人情報も含まれておりますので、それらが本人に開示されないことは、自分自身の個人情報がどのように取り扱われ、また管理されているのかなどの状況を知ることができなくなってしまうということが、問題が生じます。

そこで、図1の右側の個人情報保護制度では、情報公開制度で不開示とされる個人に関する情報のうち、右下に個人情報本人として示す自分自身の情報については、本人が請求することで開示できることとして、不開示情報から除外しております。このように、両制度間で開示できる情報の範囲に不整合があるわけですが、情報公開と個人情報保護の各条例で調整がなされ、矛盾が生じない規定となっております。これを示すのが、図2の上段の現状部分ということで、条例同士が整合が図られているということでもあります。

しかしながら、議案第120号で説明した個人情報保護法が来年の4月1日から自治体に適用され

ることに伴いまして、個人情報保護条例を廃止することになりますので、今後は、図2の中段のように、情報公開条例と個人情報保護法の規定を合わせる必要が生じるということになります。このために、図2の最下段でございますように、改正後とありますが、市の情報公開条例を情報公開法の不開示情報の規定内容に合わせる改正を行うことで、情報公開条例と個人情報保護法の整合を図るというものであります。

それでは、具体的な規定内容をおめくりいただきました次の資料から御説明申し上げます。上の新旧対照表からですが、前の議案で、審議会を廃止することに伴って、諮問機関を審査会に変更するための目次の改正であります。

その下の第2条と第2条第2号と第3号の下線部分は、条例中の用語を法の字句に合わせる改正です。

2ページをお願いいたします。

第7条第1項、各号の改正は、情報公開制度で公開する情報から除外される情報につきまして、規定内容と序列等を情報公開法と合わせる改正でございます。

その下の第14条は、第7条の改正に伴う号ずれの改正です。

3ページに参ります。

ここでは、第5章の題名の改正と、第24条の改正は、諮問機関を審議会から審査会に変更する改正であります。

附則では、施行日を個人情報保護法改正の自治体への適用日であります令和5年4月1日としてございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、議案第123号をお願いします。

郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について。

郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、県営事業の国ガイドラインの改正に伴いまして所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきまして、1ページでございます。

今回のガイドラインの改正に伴いまして、この条例の中では、土地改良事業の分担金の額を別表の中に掲げる事業区分によりまして、それぞれ対象となる率を乗じた額ということを定めております。今回、表の表示でございましたので、1ページ、2ページとそれぞれ改正後と改正前という表記をさせていただいております。はじめに、2ページのほうの改正前の別表を御覧いただきたいと

思います。この別表の中に、先ほど申しました県営事業に対する分担金の率を表記してございます。この中で、区分であります事業名の県営事業、ここに対するものの改正ということになりますが、県営事業の中には大きくかんがい排水事業、圃場整備、その他の事業という区分をさせていただいておりますが、これらの分担金の率につきましては、現行では、かんがい排水に関するものが100分の5、ただし、防災に関する整備は負担金なしと。圃場整備につきましては、100分の10、その他の事業につきましては、100分の5、これにつきましては、ただし、農道集落道等、防災に関する整備は負担金なしというのが改正前の状況となっております。

1ページのほうですけど、今度はこれが改正後になります。こちらにつきましては、同じく別表の中の事業名、県営事業の中のそれぞれ3つの事業種別に対して、まず、かんがい排水につきましては、100分の5以内とし、市長が別に定める率ということで、防災に関する整備は負担金なしは同じでございます。

2の圃場整備、こちらにつきましても、100分の10以内とし、市長が別に定める率と。

3のその他の事業、こちらにつきましても、100分の5以内とし、市長が別に定める率、ただし、同様に農道集落道及び防災に関する整備は負担金なしという形での改正をお願いするものでございます。

これにつきましては、現在行っております農業農村整備事業、土地改良事業ですが、本来の事業目的を実施するに当たっては、国のいろいろなメニューによって、その事業が分けられるという中で、今回の国が示されたガイドラインにつきましては、その中の1つの事業、こちらの分担金の率についての改正ということになってございます。

これの附則につきましては、この条例の交付の日から施行するというところでございます。

資料をつけてございますけど、現在、市のほうで県営事業で、要は負担金を伴う土地改良事業を行っております事業を一覧表でさせていただいております。それぞれ事業名、県の事業、国の事業、それぞれ業種種別、そして地元負担金の率という表記をしておりますが、今回国のほうで示されたガイドラインにつきましては、市の事業名でいきますと、3段目に当たります県営かんがい排水事業、この中の国の事業名でいきます水利施設等保全高度化事業、こちらにつきましては、ガイドラインの改正がなされたということで、ここを見ていただきますと、地元負担金の率は、これまではかんがい排水ということで、100分の5であった部分につきましては、今回この事業につきましては、100分の3ということの改定が示されたところでございます。

こういった形で、先ほど言いましたように、事業のメニューによっては、変動があり得るということで、それぞれ率を固定しておりましたものをそれ以内という表記にさせていただき、各事業別につきましては、要綱で別にその率を定めさせていただくという措置を取らせていただきたいための条例改正ですので、よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 議案第 124 号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について。

郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、奨学資金の一時金貸付けの特例期間を延長するため、この条例を定めようとするものでございます。

1 枚おめくりください。新旧対照表を添付させていただいておりますが、奨学資金一時金貸付け 50 万円以内の特例期間が、改正前が令和 5 年 3 月 31 日までとなっておりますことから、期限を延長し、引き続き実施するため、条例を整備するものでございます。コロナ禍で、厳しい経済状況が続いておりますので、改定後、令和 8 年 3 月 31 日までの間として、3 年間延長するものでございますので、よろしく申し上げます。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

---

◎議案第 125 号から議案第 136 号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（田代はつ江） 日程 15、議案第 125 号 令和 4 年度郡上市一般会計補正予算（第 7 号）についてから、日程 26、議案第 136 号 令和 4 年度郡上市病院事業会計補正予算（第 2 号）についてまでの 12 議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第 125 号 令和 4 年度郡上市一般会計補正予算（第 7 号）について、議案第 126 号 令和 4 年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 127 号 令和 4 年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 128 号 令和 4 年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 129 号 令和 4 年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 130 号 令和 4 年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 131 号 令和 4 年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 132 号 令和 4 年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 133 号 令和 4 年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 134 号 令和 4 年度郡上市水道事業会計補正予算（第 2 号）について、議案第 135 号 令和 4 年度郡上市下水道事業会計補正予算（第

2号)について、議案第136号 令和4年度郡上市病院事業会計補正予算(第2号)について。  
上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

それでは、順に予算書を読み上げますので、最初に一般会計の補正予算書をお願いします。

1ページをおめくりください。

令和4年度郡上市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億190万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ294億5,676万5,000円とする。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

6ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の補正です。追加でございます。事業名欄の行政ネットワーク機器更新事業の4,500万円は、半導体不足による機器納期の遅延によりまして、年度内完了が困難となったための繰越しであります。

森林経営管理事業は、八幡町初納地内について、地元調整や現地調査に不測の時間を要したために、当該地域分の2,053万4,000円を繰り越すものであります。生活保全林整備事業は、八幡町初音地区について、地元調整や現地調査に不測の時間を要したための当該地域分226万2,000円の繰越しです。

以上、追加する繰越の総額は6,779万6,000円でございます。

7ページをお願いします。

第3表 地方債補正です。変更でございます。公共事業等は、表右側の補正後の欄の列でございます。限度額を10万円増額し、7,360万円とします。

県営かんがい排水事業の地元分担率の変更に伴い、当該減額分を起債に組み替えるための増、あるいは県営事業の内容変更による減によるものでございます。

学校教育施設等整備事業は、やまと統合小整備に係る建築資材の高騰に伴い、2,850万円を増額し、2億8,670万円とします。辺地対策事業は、県営事業の内容変更による増減の相殺で、1,590万円増額し、4億5,760万円とします。

過疎対策事業は、県営事業の内容変更による増、ロータリー除雪車の事業費確定見込みによる減等で670万円増額し、3億2,920万円とします。総額で5,070万円増額し、20億4,960万円とするものでございます。補正後の起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、国民健康保険特会の予算書をお願いします。おめくりいただきまして、1ページでございます。

令和4年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ494万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,530万2,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ673万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,034万9,000円とするものであります。

次に、介護保険特会の補正予算書、1ページをお願いいたします。

令和4年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,715万8,000円とする。

次に、介護サービス事業の特会の補正予算書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

令和4年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,805万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,546万円とする。

次に、鉄道経営対策事業基金特別会計の補正予算書をお願いいたします。

令和4年度郡上市の鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87万7,000円とする。

次に、後期高齢者医療の特別会計補正予算書をお願いいたします。

令和4年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億235万5,000円とする。

次に、白鳥財産区の補正予算書をお願いいたします。

令和4年度郡上市の白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ304万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ709万9,000円とする。

続きまして、牛道財産区の予算書をお願いいたします。

令和4年度郡上市の牛道財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,022万円とする。

続きまして、明宝財産区をお願いいたします。

令和4年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,960万円とする。

続きまして、水道事業会計の補正予算書をお願いいたします。1ページでございます。

第1条、令和4年度郡上市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

3条に飛びます。第3条の収益的収入及び支出です。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の第1款水道事業収益を2,004万6,000円減額し、総額、補正後の額を12億9,267万円とします。

4行下に下りまして、支出の第1款、水道事業費用でございます。補正額は、1,626万4,000円減額し、補正後の額を12億6,641万9,000円とします。

続きまして、下水道事業会計をお願いいたします。1ページでございます。

第1条、令和4年度郡上市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第3条に飛びます。第3条、収益的収入及び支出、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の第1款、下水道事業収益を3,231万1,000円増額し、23億9,976万円とします。

4行下に下りまして、支出の第1款、下水道事業費用を3,288万円増額し、23億9,916万1,000円とします。

第4条、資本的収入及び支出の最後段でございます。

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の第1款、資本的収入を490万円増額し、8億6,778万6,000円とします。

支出の第1款、資本的支出を519万7,000円増額し、15億8,617万3,000円といたします。

2ページをお願いいたします。

第5条、企業債です。予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的は、建設改良事業で、補正後の限度額を490万円増額し、1億3,900万円に、合計を5億3,900万円とします。道路改良の増によるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

最後に、病院事業会計の補正予算書をお願いいたします。1ページでございます。

第1条、令和4年度郡上市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

3条に飛びます。第3条、収益的収入及び支出、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款、郡上市市民病院事業収益を補正予定額の欄でございますが、1,619万3,000円減額し、33億1,733万円とします。

第2款の国保白鳥病院事業収益を2,644万7,000円増額し、12億4,896万円とします。



その下へ下りまして、支出の第1款、郡上市民病院事業費を、右へ飛びまして、1,619万3,000円減額し、33億1,733万円とします。

第2款の国保白鳥病院事業費を2,644万7,000円増額し、12億4,896万円とします。

2ページをお願いいたします。

第4条の資本的収入及び支出の後段でございます。資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款、郡上市民病院事業資本的収入を補正予定額の欄、5,580万8,000円増額し、2億9,478万4,000円とします。

下りまして、支出の第1款、郡上市民病院事業費資本的支出を4,797万8,000円増額し、5億4,856万5,000円とします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（田代はつ江） お諮りいたします。ただいまの説明のありました議案第125号から議案第136号までの12議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第125号から議案第136号までの12議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑については、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に審査を付託しました議案第125号から議案第136号までの12議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、12月1日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託しました議案第125号から議案第136号までの12議案につきましては、12月1日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第137号について（提案説明）

○議長（田代はつ江） 日程27、議案第137号 やまと総合センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） お願いします。議案第 137 号 やまと総合センターの指定管理者の指定について。

次のとおり、指定管理者を指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 30 日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、やまと総合センター。
- 2、指定管理する団体、郡上市大和町徳永 290 番地、特定非営利活動法人スポーツフラッグ G。
- 3、指定の期間、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

1 枚おめくりください。今ほど読み上げた部分につきましては、省略させて説明させていただきます。

指定管理料につきましては、1,157 万 5,000 円でございます。施設設備につきましては、体育館、トレーニングジム、会議室等でございます。建築年度につきましては、平成 11 年度でございます。指定管理者選定理由につきましては、地域スポーツ振興の拠点であり、地域密着型施設であるため、地元で構成された現指定管理団体が引き続き管理を行うことが効果的かつ効率的であるものでございます。したがって、非公募で選定させていただくものでございます。

また、引き続き市が施設を保有し、指定管理者制度を継続する施設として、指定期間は 5 年間とさせていただきます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議案第 138 号について（提案説明）

○議長（田代はつ江） 日程 28、議案第 138 号 財産の処分について（和良町横野地内）を議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第 138 号 財産の処分について（和良町横野地内）。

次のとおり財産を処分することについて、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 30 日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1 番目に、処分する財産の種類は、土地 4 筆で全て雑種地でございます。
- 2、処分する財産の所在、和良町横野字竹花 942 番 1、和良町横野字下島 941 番 1、和良町横野

宇熊野 421 番 6、和良町横野字宮田 287 番 5 でございます。

3、財産、土地の面積は、一番上から 6,757.49 平米、317.29 平米、1,678.35 平米、879.97 平米の合計 9,633.10 平米でございます。

4、売払い方法は、随意契約。

5 番、売払い価格は、2,697 万 2,680 円。

6、処分の相手方は、住所が和良町横野 919 番地で、おめくりいただきまして、会社名は株式会社ハルカインターナショナル、代表者は、代表取締役の井上九州男氏でございます。

資料をおつけしてございますので、御覧ください。

本議案は、和良町横野地内の市有地を株式会社ハルカインターナショナルに売り払うことに関しまして、議決を頂戴したいとするものでございます。経緯なども含めて説明をさせていただきます。

合併前の旧和良村では、産業振興のために、横野地内に農林水産物の生産施設を建設し、第三セクターが農産物の生産、販売を行ってまいりました。合併後は、これら財産を市が引き継ぎ、令和 3 年 4 月 1 日からは、ハルカ社を指定管理者としております。

図面の左下に①とある紫色のところは今ほど説明した旧和良村が建設した施設がある指定管理部分です。その上側の②の青色部分、ハルカ社が菌床シイタケ栽培の事業拡大を行いたいとの御要望を受けまして、平成 24 年から市有地を賃貸借している部分で、ここには現在ハルカ社がハウスを建設して栽培しておられます。また③とあります黄色部分が今回購入の申し出があった市有地でございます。こちらも同様に事業拡大のために借用の申し出があった部分で、こちらにも栽培施設が建設されております。

以上の経緯から、ハルカ社は、横野地内一体で菌床シイタケ栽培をされておられます。なお、緑色の④、赤色の⑤につきましては、これら以外にハルカ社に貸し付けている市有地を参考に掲示してございます。

資料の裏面に売払い予定土地の拡大図面がございます。今ほどの 3 番で説明したところの拡大でございます。売り払う土地はそれぞれ議案でも説明したように、位置的には図面のとおりでございます。

今回の土地購入の申し出は、借地であります市有地を会社所有とすることで、手狭になっている会社社屋や研修生の宿舎等を建設し、今後も事業拡大を行いたいとの趣旨から、購入を決められたところでもあります。

市といたしましては、平成 27 年からハルカ社に同地を貸し付け、以後 7 年間ほど使用しておられること、また、施設も建設し、周辺の市有地も借用されており、同地を一体的に利用され、今後も安定的に市の発展に寄与いただけるとの考えから、売払いしたいと考えております。

なお、市有地を売り払う場合は、競売が原則でありますけれども、今ほど説明したとおり、市の

発展に寄与いただけることや一体的に利用されていることに鑑みまして、売払い先はハルカ社以外にないとの考えから、地方自治法施行令の定めます性質または目的が競争入札に適しないものであると判断いたしまして、随意契約とさせていただきたいと考えております。

なお、売買金額につきましては、不動産鑑定を行っていただき、平米当たり 2,800 円として算出をいたしました。また、隣接する住民の方々にも個別に説明して、御理解をいただいていることを申し添えます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議案第 139 号について（提案説明）

○議長（田代はつ江） 日程 29、議案第 139 号 市道路線の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、議案第 139 号をお願いします。市道路線の認定について。道路法第 8 条第 2 項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。令和 4 年 11 月 30 日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号 1 の 0289 号、路線名、宇留良・高畑線、区間につきましては、起点が郡上市八幡町那比字加家平、終点と同じく那比字中ヶ洞となります。

1 枚おめくりをいただきまして、資料をつけてございます。今回の市道路線の認定に至りました概要でございます。下に図面をつけておりますが、少し小さく引いた図面でございます。少し見にくいですが、赤色部分を今回認定するものでございますが、概要につきましては、一般国道 256 号、那比バイパス整備に伴いまして、旧道となる区間を新規路線として認定するものでございます。

おめくりいただきますと、少し拡大した図面をつけてございます。まず、図面のほうですが、今回の認定をする区間は赤色で示しております。ここににつきましては、現在、国道 256 号として県が管理しておるところでございますが、図面の青の点線を示した部分、ここが、今回、那比工区におきまして、国がこの 256 号を改良を進めていただきます。それによりまして、今回この赤い区間、延長約 530 メーターですけど、ここの旧道部分についてを市の管理として引き受けるもので、市道の路線に認定をさせていただきたいものです。よろしくお願いたします。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

---

◎報告第 13 号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程 30、報告第 13 号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第 13 号 専決処分の報告について。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり、専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 11 月 30 日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、専決書がございます。

専決第 2 号、専決処分書、和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和 4 年 11 月 2 日でございます。

1、損害賠償による和解の内容、令和 4 年 8 月 14 日午前 10 時 30 分頃、郡上市白鳥町阿多岐地内において、相手方車両が市道日面・折坂線を走行中、対向車を避けるために車両を左側へ寄せたところ、グレーチングがタイヤの重みで跳ね上がり、バンパーを損傷した。市は、示談により、下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は 100%でございます。

2 番目の損害賠償の相手方と、3 番目の賠償の額につきましては、記載のとおりでございます。申しわけありませんでした。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 以上で報告が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第 13 号の報告を終わります。

---

◎議報告第 18 号及び議報告第 19 号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程 31、議報告第 18 号 諸般の報告について（議員派遣の報告）及び日程第 32、議報告第 19 号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）の 2 件を一括議題とします。

議員派遣の報告及び例月出納検査の結果の報告が議員及び監査委員から別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告に代えます。

11 月 21 日までに受理しました請願につきましては、お手元に配付しました請願文書表のとおり、

所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。

どうも御苦労さまでございました。

(午前11時56分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田代はつ江

郡上市議会議員 野田勝彦

郡上市議会議員 山川直保